

# 第12回「まち・ひと・しごと創生会議」資料



平成29年5月29日（月）  
（公社）日本ニュービジネス協議会連合会

会長 池田 弘

# I. 「地域未来促進法」の最大活用を！

本会議発足当初より主張し続けてきた、「地方の中堅企業の積極活用こそが地域経済を牽引し、地方創生を成功に導く最良の道である」との考えを、今国会で上程されている「地域未来促進法」は相当程度、反映していただいております、いち早い法案成立と関連事業の実施が待たれるところである（参考：2頁）。



ただし、支援措置として現在挙げられているのは、①設備投資、②補助金、③ファンド投資、④規制緩和など（参考：3頁）であるが、地方に根を下ろし、イノベーションを起こせるような人材を呼び込む施策も必要である



## 【参考】地域経済牽引企業のポテンシャルと課題

- 地域経済牽引事業の成功のポイントは、①これから伸びる分野への投資、②リーダーの戦略性が高く、地元の産官学金のステークホルダーとの連携、③スピード感ある経営資源の投入。
- こうした地域経済牽引事業の担い手の多くは、戦略的にマネジメントが行われ、新しい事業に挑戦するポテンシャルが高い中堅企業が中心。地域に裨益する波及効果の高い地域経済牽引事業を集中的に支援することが必要。

### 中堅企業 (資本金 1 ~ 10 億円)

(1) 企業数は全国で 2.5 万社 (0.9%)

(2) 地域経済に占めるインパクトの大きさ

※従業員シェア 15.7%

売上高シェア 17.8%

(3) 設備投資意欲の高さ

※7年で25.4%増加

(4) 成長力の高さ

※7年で97.9%増加

(5) 地域経済のバリューチェーンの要

### 直面する課題

(1) IoT、ビッグデータ、AI など第4次産業革命による最新技術の利活用、設備投資が困難

(2) グローバル市場での地位確立のための専門的知見・戦略の欠如

(3) リスクマネーの獲得が困難、各種の規制の存在をクリアするために時間とコストがかかる

等

# 主な支援措置

(経済産業省:「地域未来投資促進法案」について、  
より抜粋)

## ① 設備投資に対する支援措置

### ○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置  
⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除  
⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

### ○地方税の減免に伴う補てん措置

- ・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

## ② 財政面の支援措置

### ○地域経済牽引事業に対する補助等

- ・地方創生推進交付金（29年度予算案1,000億円）の活用
  - ✓ 地域未来投資促進法の承認を受けた計画については、内閣府と連携し、重点的に支援
- ・海外市場展開等の専門人材による人的支援
  - ✓ 地域中核企業創出・支援事業（29年度予算案25.0億円）
    - 地域の企業の国際市場展開に向けた専門家による全国的な支援ネットワークの構築
- ・省エネ補助金（29年度予算案672.6億円）、サポイン補助金（29年度予算案130.0億円）の活用

## ③ 金融面の支援措置

### ○リスクマネーの供給促進

- ・地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設

## ④ 規制の特例措置等

### ○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

- ・工場立地法の緑地面積率の緩和
- ・補助金等適正化法の対象となる財産の処分の制限に係る承認手続の簡素化
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

### ○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

## ⑤ その他

### ○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

### ○RESAS等を活用した候補企業の発掘等のための情報提供

そこで、地域の未来の発展のために、人材に関する次の施策を提案する。

大都市圏での社会人経験を活かして地方を活性化しようという強い志を持つ若年からミドル層の**人材**を、**地域の経営情報を持つ中堅企業（旦那衆）**が**メンター**となり、契約雇用し育てることによってこそ、彼らが起業や新規事業創出、既存事業の革新などに成功する確率が高まり、地方経済をけん引するイノベーションが生まれる。そのために、国が**3～5年の間、大都市圏との賃金格差を埋める所得を給付する制度**を導入する。

さらに、**家族等の移転を伴う場合は、相応の支度金を給付**することも検討する。

## Ⅱ.ベンチャー投資促進税制の地方における再生ファンドへの拡大適用を！（前回も同様の提案あり）

産業競争力強化法に規定された「企業のベンチャー投資促進税制」



主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドであって、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣から投資計画の認定を受けたファンド（通称“旦那ファンド”）を通じて出資する企業が、出資額の5割（昨年度までは8割）を限度として損失準備金を積み立て、損金算入できる制度。

同様の出資額に対する税制優遇制度を、地方における再生ファンドにも拡大適用すべき。



地方において開業率に比して高止まりしている廃業率に関して、従来より地方の経済や文化を支えてきた老舗企業が、後継者難やイノベーション資金の不足等により廃業を余儀なくされるケースも散見される。そのブランド価値や信用力、地域におけるネットワーク力を活かし、再生の可能性を後押しすべきである。



1874（明治7）年創業の新潟の老舗ホテルを、一昨年春よりNSGグループにてリノベーションし、再生に取り組んでいる。



1767年創業の酒蔵を再生。経営者はUターンの業界未経験の若者。さらに老舗味噌蔵の再生にも取組中。